

第十九回
「在東莞日系企業と東莞市政府との意見交換会」

議事録

**主催：在広州日本国総領事館、東莞市人民政府、
日本貿易振興機構（JETRO）広州事務所**

**共催：東莞市商務局、東莞外事局、東莞東部日本人会、
東莞日系企業連絡会、東莞石龍日本人会**

協力：広東真広企業管理顧問有限公司（TJCC）

2023年11月29日

第十九回 「在東莞日系企業と東莞市政府との意見交換会」 議事次第

一、会議時間

2023年11月29日（水）14:00-17:30

二、会議場所

「松山湖科学城展覧館」2階多機能会議室

（住所：東莞市松山湖沁園路2号「松山湖科学城展覧館」）

三、主催・協力

主催：在広州日本国総領事館、東莞市人民政府、

日本貿易振興機構（JETRO）広州事務所

共催：東莞市商務局、東莞市外事局、東莞東部日本人会、

東莞日系企業連絡会、東莞石龍日本人会

協力：松山湖管委會、広東真広企業管理顧問有限公司

四、プログラム

1、意見交換会（同時通訳）

14:30 開始

14:30-14:35 邢文聚 市委常委による出席者紹介

14:35-14:40 肖 亜非 市委書記より挨拶

14:40-14:45 在広州日本国総領事館 貴島善子 総領事より挨拶

14:45-14:55 東莞市投資促進局よりビジネス環境を紹介

14:55-15:05 東莞市商務局より「2023年東莞市開放型経済の質の高い発展を促進するための特別資金申告ガイドライン」を説明

- 15:05-15:15 東莞港務グループより空港中心プロジェクトを紹介
- 15:15-15:55 要望提出・政府回答（進行：ジエトロ広州 岡田所長）
- 15:55-16:00 肖 亜非 市委書記より総括

2、スタディツアー（逐次通訳）

- 16:00-16:30 松山湖科学城展覧館展示ホール見学
- 16:30-16:40 移動（送迎バス）
- 16:40-17:30 XbotPark ロボット基地スタディツアー
- 17:30-17:40 松山湖科学城展覧館に戻り、解散

企業要望・回答

一、障害者就業保障金の問題に関して

2018年に石龍鎮の一部企業より、障害者就業保障金が高くなっているとの指摘が寄せられ、2018年の東一、障害者就業保障金の問題に関して

2018年に石龍鎮の一部企業より、障害者就業保障金が高くなっているとの指摘が寄せられ、2018年の東莞市政府・日系企業の連絡会の場で提起した。その際に回答を得るとともに、連絡会後は特例措置が取られ、2018年～2020年の3年間は2017年と同じ基準で保障金金額が計算されてきた。

その後、2021年から2022年は障害者就業保障金の支援策が出されたものの、実際に納めた保障金金額は、その4年前の基準より高いものであった。

新型コロナの流行から現在まで、企業の経営状況は依然として厳しい状態にあり、ぜひ政府には障害者就業保障金の減免支援措置を検討してほしい。

<回答>

回答部門：市障害者連合会

(一) 2015年9月に財政部、国家税務総局、中国障害者連合会が発表した「障害者就業保障金の徴収使用管理に関する通知」(財税[2015]第72号)および「広東省障害者就業保障金の徴収使用管理実施弁法に関する通知」(粵財社[2017]第51号)等の国及び省の政策文書規定により、2018年1月以降、障害者就業保障金の徴収機能は障害者連合会ではなく税務部門へと変更されており、即ち雇用企業が自ら税務部門に申告納付する形となっている。私たち市障害者連合会では企業が雇用している障害者人数の監査のみを担当しており、監査した人数を適時税務部門に提供することをこなしている。

(二) 「広東省さらなる就業促進に向けた若干の政策措置」(粵府[2018]第114号)、「2018-2020年の障害者就業保障金徴収基準調整に関する通知」(粵財社[2018]第219号)、「広東省人民政府 広東省の就業のさらなる安定化と促進に向けた若干政策措置公布に関する通知」(粵府[2020]第12号)において、障害者就業保障金は2017年の徴収基準を超えない範囲で

徴収し、段階的な減税や一時的免税といった優遇政策を実施する、またその実施期限は 2022 年 12 月 31 日まで（つまり徴収対象期間は 2021 年度まで）とである、とされている。2018 年から 2022 年まで、東莞市における障害者就業保障金の徴収基準はこの基準に則っている。障害者就業保障金の徴収基準調整は中央政府の権限に属するため、東莞市では国および省の関連規定に従って実施する必要がある。「2023 年障害者就業保障金徴収に関する通告」に基づくと 2023 年の徴収基準は次の通りとなる：

1. 従業員数 30 人以下の企業は、引き続き障害者就業保障金の徴収を免除。
2. 段階的徴収を継続して実施する。雇用企業が配置している障害者雇用の比率が 1.5%以上の場合には保障金を徴収しない。1%以上 1.5%未満の場合には納付すべき額の 50%で徴収する。1%未満の場合には納付すべき額の 90%で徴収する。雇用企業は国および省の規定に基づいて従業員数を申告する必要がある。
3. 引き続き徴収額の計算基準額の上限は 36,993 元を超えないものとする。雇用企業の前年度の従業員の平均年間給与が 36,993 元の計算基準を超える場合、36,993 元の計算基準に用いて保障金を徴収する。超えない場合は、その年の平均年間給与額をもとに保障金を徴収する。

保障金年間納付額＝（雇用企業の保障金徴収対象者数×1.5%－前年の雇用企業の実際の障害者雇用人数）×前年の雇用企業の従業員の平均年間給与（上限 36,993 元）

（三） 「広東省障害者連合会、広東省財政庁、広東省地方税務局『広東省障害者就業保障金緩和、減免管理弁法』公布に関する通知」（粵障連[2018]第 63 号）において、雇用企業が不可抗力の自然災害に遭遇した場合、または連続して 2 年間赤字で、かつ障害者の雇用比率がその企業の従業員総数の 0.75%以上であり、毎年の在職従業員平均年収がその地域の前年度の平均賃金の 2 倍以下であるならば、保障金の減額申請が可能とされている。

（四） 各雇用企業に向けて、障害者の雇用人数の監査や、緩和、減免措置に関する事項について、東莞市障害者労働雇用管理事務所では電話相談窓口を設けている。（電話番号：22237663、22237664）

二、経済補償金の積立分の損金算入について

従業員が退職する際、企業では関連規定に則って退職する従業員に一定の経済補償金を支給する必要がある。そこで企業では、従業員が退職する場合に備えて、経済補償金を積立確保しておく必要がある。

しかし、実際に支給した経済補償金については企業所得税の損金算入が可能であるが、現状、積立確保として計上した経済補償金は損金算入ができず、企業所得税を納める必要があり、企業負担が増えている。コロナ流行による影響から経営状況がまだ回復していない企業も多く、一部の日系企業からは、経済補償金の積立分についても税務上損金算入を認めてほしいという声が上がっている。

<回答>

回答部門：市税務局

企業所得税法の関連規定では、企業に実際に発生した取得収入に関連する合理的な支出については、課税所得金額の計算時に控除が認められている。従業員がまだ退職していない段階で、企業が会計上で計上する経済補償金は、慎重的な予測に基づいた発生の可能性のある費用であり、実際にはまだ支払われていない費用であるため、企業所得税に関する法規定上で定められている「実発生した費用を控除する」という原則に合致しないこととなる。そのためこの時点で企業による計上費用を税前控除として認めることができない。従業員が実際に退職することとなり、企業が実際に経済補償金を従業員に支払う際、その時点で支払われる経済補償金は、企業所得税の税前控除として規定に則って控除が可能となる。

三、粵港澳大湾区の個人所得税優遇政策に関する問題について

先日発表された『東莞市粵港澳大湾区個人所得税優遇政策財政補助実施弁法（暫定）』では、2020年の政策と比べて、外国ハイエンド人才に対してその業務領域が改めて設定がされている。政府の関連部門より、従来の政策との最大の違い及び主に考慮した点について、また申請者が申請プロセスの中で注意すべきポイントについて説明をお願いしたい。

<回答>

回答部門：市財政局、市科技局

市財政局：

（一）新しい弁法で主に考慮した点について

2023年11月に改訂公布した『東莞市粵港澳大湾区個人所得税優遇政策財政補助実施弁法（暫定）』で主に考慮した点は、共産党中央部の高品質発展に関する決定を完遂するため、国のニーズ、広東省の能力、民衆の期待、未来の方向性に着眼した。産業規律、中国国内情勢、地域実情をまとめて考慮したうえで、従来の政策をさらに整備させている。

具体的には、以下の3つの側面が挙げられる。1つ目は、新弁法は省の「1310」戦略をより実施させるために、実体経済を重視し、製造業を中心に、問題解決・効果を強化し、より人材の引き寄せと引き止めができるように考慮した（例えば「東莞市での勤務が累計90日以上」と設定している）。これは、粵港澳大湾区が高人材地域となるよう推進しながら、東莞市の高品質発展強化に向けて人材政策支援を提供している。2つ目としては、新弁法では高品質発展を支援するという点を強調しており、科学革新、重点発展産業、哲学社会科学の3つの分野の支援をしている。東莞市の経済発展戦略と産業構造最適化の方向性に基づきながら、人材政策と財政支援に力を入れることで、粵港澳大湾区が高人材地域となるよう取り組んでいる。3つ目は、新弁法では政策のインセンティブ効果をより十分に発揮させるため、補助内容により海外人材の税引き後所得が海外レベルと同等になるようにすることで、海外人材をより効果的に引き付けられるようにしている。これにより、より積極的に人材を引き寄せられるようになり、より企業発展に寄与できると考えている。

（二）新しい弁法と従来の弁法の違いについて

新旧弁法の主な違いは、以下3つの側面がある。1つ目は、補助範囲をさらに明確にしたこと。新弁法では、補助を科学技術革新、重点発展産業、哲学社会科学分野の産業へと明確に集中させている。新弁法では、実体経済を重視して製造業を中心に置くという方針を堅持しているため、従来の内容と比較すると、一部の非実体経済や、製造業分野以外の人材では補助対象条件に合致しなくなった可能性もある。しかし、「広東省人民政府 戦略的支柱産業集積及び戦略的新興産業集積の育成発展に関する意見」「東莞市現代産業体系中長期発展計画綱要（2020—2035）」等の文書で定義された業界に基づき、東莞の新弁法で規定した海外ハイエンド人材の業務領域は、東莞の製造業日本企業をカバーするものとなっている。2つ目は、申請者の資格認定条件をさらに明確にしたこと。新弁法では、海外ハイエンド人材とは納税年度内において東莞市で累計90日超（90日は含まず）働いていなければならないと明確に示している。従来の弁法では、申請者の東莞市における累計勤務期間について規定をしていなかった。3つ目は、補助限度額をさらに明確にしたこと。広東省の文書要求に基づき、新弁法では、1つの納税年度における1人あたりの個人所得税補助額の上限を最高500万元とすることを明確にした。従来の弁法では、個人に対する補助の最高限度額は設定されていなかった。

市科学技術局：

『東莞市粵港澳大湾区個人所得税優遇政策財政補助実施弁法（暫定）』（東莞財政規〔2023〕3号）及び業務計画手配に基づき、市科学技術局では11月15日に『東莞市外国ハイエンド人材の個人所得税優遇政策財政補助申請指南』を公布し、同時に外国ハイエンド人材の個人所得税補助のオンライン受理プラットフォームを公開した。オンライン申告期間は2023年11月15日から12月25日まで（25日24時にシステムは提出機能を終える）となっている。外国ハイエンド人材が個人所得税補助を申請する際に注意すべき事項は以下の通り。

1. 『外国人工作許可証』（A類）、『外国高端人材確認函』等の資格条件を有していて、東莞市の科学技術革新、重点発展産業、哲学社会科学分野の企業や事業単位で働く中上層管理者や生産技術の中核人材が条件に符合する。
2. 申請者は納税年度内に東莞市で累計90日超（90日は含まず）勤務している必要がある。

3. 2020年の納税年度分の補填申請及び2021年、2022年納税年度分の申請に対して、今回の実施弁法が適用される。

現在、市科学技術局では申告書類の受理と審査を行っている。申請主体に対する質問がある場合、市科技人材サービスセンターの業務窓口である22207933へ電話質問ください。

四、ネットワーク情報安全の法律法規面の問題について

1. ネットワーク情報セキュリティ面の法律規定に関して、『中華人民共和国サイバーセキュリティ法』、『中華人民共和国データセキュリティ法』、『中華人民共和国個人情報保護法』が2017年から2021年の間に相次いで施行され、関連領域の管理監督に法的根拠が与えられた。これらのデータ、情報に関わる基本三法に関して、中国で経済活動を行う日本企業がこれらの法律要求に適合するためにはどのような点に留意すべきか？
2. 個人情報データ越境標準契約弁法が2023年6月に施行されたが、これに対して中国で経済活動をする日系企業が留意すべき点はどういった点か？

<回答>：

回答部門：市インターネット情報弁公室

(一) 中国で経済活動を行う日本企業が、三つの基本法の要求に適應するために注意すべきポイントに関して

1. ネットワークセキュリティ保護義務の履行

ネットワークの使用、管理、提供に関わる企業は、ネットワーク及びネットワークデータの安全を保証し、ネットワークセキュリティ等級保護制度を実施する。ネットワークセキュリティ管理規範を策定し、ネットワークセキュリティ責任者を指定し、コンピュータウイルス、ネットワーク攻撃への対策を講じ、ネットワークセキュリティの監視を行い、ネットワークセキュリティ面のリスク及び問題へ迅速に処理すること。（「ネットワークセキュリティ法」第21条、第25条関連規定より）

2. データセキュリティ保護義務の履行

データ処理活動を行う関連企業は、全プロセスに渡るデータセキュリティ管理制度を策定し、データセキュリティ教育研修を展開し、データの分類、バックアップ、暗号化、リスク監視などの措置を講じてデータセキュリティを保障し、データセキュリティのリスク及び問題を迅速に処理すること。重要データを扱う場合、データセキュリティ責任者と管理機関を明確にし、定期的にはリスク評価を行うこと。（「ネットワークセキュリティ法」第21条、および「データセキュリティ法」第27条、第29条、第30条関連規定より）

3. 個人情報保護義務の履行

個人情報の処理に関連する企業は、個人情報処理活動を法律に則って行なうとともに、個人情報の安全保護措置を講じるべきである。個人情報保護責任者を指定し、コンプライアンス監査および事前影響評価を実施し、個人情報漏洩などのセキュリティ事故が発生したり、発生する可能性があったりする場合には、直ちに補償措置を取り、監督機関および個人に通知する必要がある。（「個人情報保護法」第 51－57 条関連規定より）

4. データ出国管理に関する要求の遵守

中国は国家の安全と利益の維持、国際義務の履行に関わる、管制項目に該当するデータに対して、法律に基づいた輸出管理を実施する。（「データセキュリティ法」第 25 条関連規定より）

以下のいずれかの状況のある企業が国外にデータを提供する場合、省のインターネット情報部門を通じて国のインターネット情報部門へデータ出国安全評価の申請を行う必要がある。

①重要データを国外に提供する場合、②重要情報インフラの運営者や 100 万人以上の個人情報を処理するデータ処理者が国外に個人情報を提供する場合、③前年 1 月 1 日から累計 10 万人の個人情報または 1 万人の敏感個人情報を国外に提供したデータ処理者が国外に個人情報を提供する場合、④国のインターネット情報部門が規定するその他のデータ出国安全評価の申請が必要な状況に該当する場合。（「データ出国安全評価手順」第 4 条関連規定より）

5. 個人情報の国外提供に関する規則の遵守

関連企業が国外に個人情報を提供する場合、国のインターネット情報部門が主催する安全評価を経るか、専門機関による個人情報保護認証を受けるか、または国が定める標準契約を国外のデータ受領者と締結する必要がある。個人に通知したうえで同意を得ること、必要な措置を講じることで、国外のデータ受領者による個人情報処理活動が中国の法律で定められた個人情報保護基準に達することを保証する必要がある。（「個人情報保護法」第 38 条、第 39 条関連規定より）

(二)『個人情報越境標準契約弁法』が2023年6月に施行されることで、日本の企業が注意すべき点について

1. 「標準契約」の適用範囲

関連企業は、以下の4つの条件を同時に満たすことで「標準契約」を適用可能である。①重要情報インフラの運営者でないこと。②処理する個人情報が100万人未満であること。③前年1月1日から累計で国外に提供する個人情報が10万人未満であること。④前年の1月1日から累計で国外に提供する敏感個人情報が1万人未満であること。

2. 『標準契約』の制定

関連企業は『標準契約』の締結前に、個人情報保護影響評価を行う必要があり、その影響評価報告書を登録資料とする。

『標準契約』制定の重要な目的は、出国後の個人情報に対しても有効な保護を実施することにある。そのため、『標準契約』では国外のデータ受領者の義務を明確にし、受領者の所在国/地域の個人情報保護政策と法規が契約履行に与える影響を明確にする必要がある。

関連企業及び国外のデータ受領者が、『標準契約』の内容を調整したり削除したりすることはできない。また内容を補填する場合も『標準契約』と矛盾する内容は認められず、また『標準契約』で定められた義務や責任より低い内容を規定してはならず、特に個人情報主体の権利及びその行使に対するいかなる障害や制限も設けてはならない。

3. 『標準契約』の登録

関連企業は『標準契約』の発効日から10営業日以内に、省のインターネット情報部門に登録する必要がある。広東省委員会インターネット情報弁公室は登録資料の初期受理権限をすでに市レベルに委譲しているため、関連企業はまず東莞市のインターネット情報弁公室に『標準契約』を提出する必要がある。

4. 契約の解除

どのような状況であっても契約を解除する場合は、国外のデータ受領者が、契約に基づいて受け取った個人情報（すべてのバックアップ含む）を迅速に返還、破棄、または匿名化処理する必要があるとともに、個人情報処理者に書面説明を提供する必要がある。個人情報の削除が技術的に困難な場合、データ保管を停止し、必要なセキュリティ保護措置以外の処理を

停止する必要がある。

5. 民事契約面における優先適用と効力

関連企業が国外のデータ受領者と締結する、個人情報の越境活動に関連するその他の契約が『標準契約』と衝突する場合、『標準契約』の条項が優先して適用される。

五、電力使用に関する問題について

過去数年、企業の電力供給は緊張状態が続いており、過去には数日間に渡って電力制限が発生したこともあるが、最近の状況はどうか？今後、政府部門としてはどのように企業の電力需給を保証し、電力使用の緊張を緩和していくつもりなのか？

<回答>

回答部門：市発展改革局、東莞供電局

市発展改革局：

2021年、西南地方の異常気象の影響で、西電からの電力供給が不足し、広東省にて電力供給が緊張し、珠江デルタの一部地域で計画停電が発生した。電力供給問題を解決するために、省全体で複数の火力発電所の建設を計画している。この2年間、東莞市では中堂、樟洋、洪梅のガス発電所が相次いで稼働開始し、太陽光発電は30万キロワット以上増加した。市全体の電源自給率は10%増加し、10以上の変電所が新たに稼働しており、2022年以降は市内では計画停電が発生していない。今後も市全体で電力網建設の「1000日攻防」を継続的に推進しながら、大湾区に一流の電力網を構築することで、製造業の電力需要を効果的に保証していく。企業への電力保障に向けた具体的措置については、供電部門より補足する。

東莞供電局：

（一）過去2年間の電力供給状況について

確認したところ2022年及び2023年の東莞市全体の電力供給状況は全体的に安定しており、計画停電の状況は発生していない。現在の電力供給状況から分析すると、2023年第4四半期の電力供給は十分に足りることが予測される。

（二）東莞の電力供給保障業務の積極展開について

複雑で変化しやすい供給状況に対応するため、市発展改革局では東莞供電局に電力供給保障の責任を担わせながら、電力供給保障業務を着実に進めている。

1つ目は、科学的な運用方式を手配することで電力網の供給潜在力を最大限に引き出すこと。電力網の運用方式と変電設備の検修窓口を最適化することで、電力網の供給能力を向上させ

る。

2つ目は、電力網の重点プロジェクトの建設を加速させること。電力供給の重要プロジェクト投入を重点的に進め、主要電源及び緊急保障電源の建設を全力で進める。

3つ目は、電源側管理を強化すること。地域の調整管轄発電所に対して、工場内の重要機器の巡回点検・保守を徹底させ、機械の検修及び障害の解消を順序立てて手配することで、発電能力を保障するよう指導する。また、市発展改革局より発電企業に一度に供給できるエネルギーの調整を進めることで、ピーク時の発電能力を保障できるよう進める。

4つ目は、新エネルギーの導入を促進すること。太陽光発電、蓄電などの新エネルギーの導入を加速させ、電力需要ピーク時における各種新エネルギーの能力向上に注力する。2023年9月末時点で、市全体の太陽光発電の設備容量は累計で100万キロワットを超え、ピーク時の電力供給圧力を有効に緩和している。

5つ目は、市場需要対応業務を推進すること。市場需要対応とは、市場方式で電力ユーザーが自主的にエネルギーの利用弾力性を高めることで、電力の需給バランスを促進させるという、電力供給保障のための重要メカニズムの1つである。現在までに、市内1万社以上の企業が市場化需要対応のメカニズムに登録しており、必要時には市場化需要対応の申告作業を発動することで、最大限に企業電力需要を保障できるよう努める。

六、住宅積立金及び社会保険料の追納期限に関する問題について

現在、東莞市には住宅積立金および社会保険料の追納期限に関する政策がなく、鎮ごとに追納期限が異なるという問題がある。

過去、住宅積立金及び社会保険の加入基準および加入意向は、従業員の同意を得たものであるが、そこから何年も経ってから、一部の従業員がその決定を後悔して企業へ過去分の追納を求めてくるケースがあり、これが企業の資金運用に大きな影響を与えているが、従業員も一部の責任を負うべきだと思われる。そこで、政府には住宅積立金および社会保険の追納に関する政策を早急に制定していただき、その追納期限を明確にしてほしい。その際、追納期限は最大2年間までという形で実施してほしい。

<回答>

回答部門：市人力資源社会保障局、市医療保障局、市住宅積立金管理センター

市人力資源社会保障局：

「現状労使紛争重点問題の適切解決に関する通知」（広東人社発〔2013〕189号）で示される養老保険料追納問題に関する規定では、雇用企業または従業員が社会保障部門へ養老保険料、失業保険料の追納を申請する場合、双方が合意に達している必要がある。双方が養老保険料および失業保険料の追納について合意に達していない場合、これはクレーム案件として対応する。

また、「労働保障監察条例」第20条規定では、労働保障の法律・規定に違反する行為が2年以内に労働保障行政部門に発見されず、報告・苦情もなかった場合、労働保障行政部門は調査・処理を行なわないとされている。この規定にある期間は、労働保障の法律・規定への違反行為が発生した日から起算され、もし労働保障の法律・規定への違反行為が連続的または継続的である場合は、その行為の終了日から起算する。現在、社会保険（養老保険、工傷保険、失業保険）の追納に関するクレームの調査・処理期限は、労働者がクレームを申し立てた月から遡って2年以内のものとされ、2年間を超えるとそれ以上の調査は行なわれない。なお、医療保険や生育保険に関する問題については、市人力資源社会保障局の職務範囲に関わらないため、市医療保障局の意見を参照のこと。

市医療保障局：

1. 医療保険の追納（および他の未加入時期の保険に関連するもの、以下同様）に関しては、法的根拠や政策根拠がない状況にある。行政機関（行政職能を持つ事業単位も含む、以下同様）は機能を履行する際、の機能に対応する法的根拠が必要となる。しかし現在、中国には医療保険の追納が可能であると明示的に規定されている法規定がないため、医療保障部門では雇用者に対して従業員の医療保険の追納をさせることができず、また従業員の追納申請についても支持していない。

2. 医療保険の追納が法律で規定されていない原因

医療保険（生育保険含む）は積み立て型の保険ではなく、保険待遇給付が必ず発生するという性質ではない。管理上は現収現付制度（日本でいう賦課方式）が採用され、これが医療保険の特徴であるため、医療保険を追納したとしてもその加入者の過去に発生した医療保険待遇を補填することはできない。そのため、法律上でも医療保険の追納については明示的な規定がされておらず、また医療保険政策においても実務上においても医療保険費の追納は支持していない。

医療保険は現収現付制（日本でいう賦課方式）を採用しているため、現在の資金を現在の医療費に充てることとなる。基金は期間中においてバランスをとる必要があり、特に統括基金は互助共済のために使用される仕組みのため、その期間に保険に加入しているならば当然待遇を受けるとし、加入していないならば待遇を受けられない。そうでなければ、加入者全体の利益が損なわれてしまう。そのため政策上は「3か月以上の納付中断がある場合、新規加入者として医療保険給付を計算する」と規定されている。この状況においては、追納したからといって医療保険の待遇面が向上するわけではなく、雇用者と加入者の納付負担が増加するだけと言える。

3. 医療保険に加入すべきだが未加入である問題に対する有効解決策

もし雇用者が法律通りに従業員を医療保険に加入させていないことで、従業員に損失が及んだ場合、この損失補償問題は典型的な労使紛争であり、法律に則った協商補償、労働仲裁、民事訴訟を通じて解決されるべきである。

市住宅積立金管理センター：

「住宅積立金管理条例」第 38 条規定では、企業が住宅積立金を期限内に支払わないか、金額が足りない場合、住宅積立金管理センターは期限を定めて支払いを求める、とされている。建設部、財政部、中国人民銀行による「住宅積立金管理に関する若干の具体的問題についての指導意見」（建金管〔2005〕5号）の第 6 点規定では、企業が住宅積立金を追納する金額は（企業が自主的に追納する場合、人民法院が強制的に追納させる場合を含む）、実状に合わせて異なる方法で決定される。住宅積立金を未納付しである企業は、原則として国务院第 262 号条例が公布された月から起算して、従業員の住宅積立金未納付期間に対して追納する必要がある。企業が定められた従業員範囲に対して基準通り住宅積立金を納付していない場合、従業員のために追納する必要がある、と示されている。東莞市では住宅積立金の追納に関わる案件の処理に対して、いずれも前述の規定に従って執行しており、即ち従業員と企業の労働関係継続期間に基づいて追加納付期限が確定され、最も遡った場合で条例が発行された月（1999 年 4 月）からであり、市住宅積立金管理センター統一的に実施しているため、各鎮で追納期限に差があるという問題は存在していない。

現在、住宅積立金に関連する法律法規では、住宅積立金センターが住宅積立金を追納させる職責を履行することに対して時効制限がなく、また従業員が雇用者の住宅積立金未納という違法行為を告発する時効制限もなく、さらに在職中か離職後かの状況を区別する規定もない。裁判所は行政訴訟の判決の中ですでに明確な法的定性を作り出しており、従業員が住宅積立金の追納を求める合法的権利の擁護を支持している。「中華人民共和国立法法」の規定によれば、東莞市の立法または政策文書の公布は上位法の規定を超えてはならず、上位文書の規定がない場合、公民の義務を増やしたり公民の権利を制限したりしてはならない。私たち市住宅積立金センターでは、すでに住宅積立金の追納期限の設定などの問題を上級主管部門に上げている。2023 年 7 月、広東省住建庁の住宅積立金監督管理処が東莞市に赴いた際、住宅積立金追納に関する問題についても調査研究を行なっている。現在、住宅積立金の追納遡及期間の設置をどのように推進するかの模索が続いている。

以上

(注) 本資料で記載している「政府回答」は、政府側から事前に提示された回答・当日の回答内容・事後の書面回答を取りまとめ、ジェトロで仮訳したものです。本資料はご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

※禁無断転載